

# 人事委員会年報

令和7年度

静岡市人事委員会



# 目 次

<b>第1章 組織と運営</b>	
1 人事委員会の設置.....	1
2 人事委員会の構成.....	1
3 人事委員会の開催状況.....	2
4 人事委員会事務局組織及び所掌事務.....	9
5 予算.....	10
<b>第2章 事業概要</b>	
<b>第1 任用</b>	
1 採用試験及び採用選考.....	11
2 個別採用選考.....	18
3 昇任試験.....	18
4 昇任選考.....	18
<b>第2 給与、勤務時間その他の勤務条件</b>	
1 職員の給与等に関する報告及び勧告.....	20
2 条例の制定、改廃に対する意見.....	24
3 規則等の制定、改廃の協議.....	26
4 任命権者からの申請に基づく承認.....	29
5 給与の支払監理.....	30
<b>第3 公平審査及び苦情処理</b>	
1 勤務条件に関する措置要求.....	31
2 不利益処分に関する審査請求.....	31
3 苦情処理.....	31
<b>第4 職員団体</b>	
1 職員団体の登録.....	32
2 管理職員等の範囲.....	33
<b>第5 労働基準監督機関</b>	
1 労働基準法別表第1に規定する適用事業の号別区分.....	38
2 労働基準監督機関としての職権の行使.....	40
<b>第6 人事委員会規則等の制定、改廃</b>	
1 人事委員会規則.....	42
<b>第7 公平委員会事務の受託</b>	
1 受託団体.....	43
2 受託事務内容.....	43

○人事委員会事務局職員名簿

## 第1章 組織と運営

### 1 人事委員会の設置

都道府県及び政令指定都市は、地方公務員法第7条第1項の規定により、条例で人事委員会を置くものとされ、また、政令指定都市以外の市で人口15万人以上のもの及び特別区は、同条第2項の規定により、条例で人事委員会を置くことができる。

本市においては、政令指定都市移行時における人事委員会業務の円滑な運営を図るため、平成17年1月14日地方公務員法第7条第2項の規定に基づく静岡市人事委員会設置条例（平成16年静岡市条例第87号）を制定し、人事委員会を設置した。

その後、同年4月1日の政令指定都市移行に伴い、第7条第1項の規定に基づく人事委員会となった。

### 2 人事委員会の構成

人事委員会は3人の委員をもって構成する合議制の執行機関であり、その委員は議会の同意を得て地方公共団体の長が選任することとなっている。

任期は4年であるが、委員会が初めて設置された際の各委員の任期は、4年、3年、2年とすることとされている。

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりである。

(令和8年3月31日現在)

職	氏名	任期	備考
委員長	石割 誠	令和7年2月15日から 令和11年2月14日まで	弁護士
委員 (委員長職務代理者)	池谷 眞樹	令和5年1月14日から 令和9年1月13日まで	元静岡市教育長 元静岡市総務局長
委員	田中 裕美	令和6年1月14日から 令和10年1月13日まで	社会保険労務士

### 3 人事委員会の開催状況

	開催年月日	議 案 等
第1回 定例会	令和7年 4月8日	報告 1 令和7年度職員採用試験（春日程）の申込結果について 2 職員団体登録事項の変更について 3 令和6年度における苦情相談の実績について
第2回 定例会	令和7年 4月21日	報告 4 令和7年職種別民間給与実態調査の実施について 5 職員団体登録事項の変更について 6 採用候補者及び昇任候補者の選択結果について 7 令和7年度職員採用試験（春日程）の受験状況及び第1次試験 面接試験受験対象者数について 8 転職に係る能力認定の実施通知について 9 労働基準法別表第1の号別区分の決定について
第3回 定例会	令和7年 5月19日	議案 1 令和7年度職員採用試験（春日程）の第1次試験合格者の決定 について 2 令和7年度主任主事・主任技師等昇任選考（公募）の実施につ いて 報告 10 言語聴覚士の採用選考（委任）の結果報告について 11 薬剤師（病院）の採用選考（委任）の結果報告について 12 看護師又は助産師の採用選考（委任）の結果報告について 13 看護師又は助産師の採用選考（委任）の実施通知について
第4回 定例会	令和7年 6月11日	議案 3 人事委員会業務の状況に関する市長への報告について 4 令和7年度職員採用試験（春日程）の最終合格者の決定につい て 5 条例案に対する意見について 報告 14 転職に係る能力認定の申込実績について 15 大都市人事委員会連絡協議会委員長会議について 16 静岡市職員労働組合連合会からの申し入れ書について 17 令和7年度職員採用試験（夏日程）の申込結果について 18 会計年度任用職員の採用選考（委任）の結果報告について
第5回 定例会	令和7年 7月1日	議案 6 令和7年度職員採用試験（夏日程（土木・電気・機械））の第

		<p>1 次試験合格者の決定について</p> <p>協議</p> <p>1 令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>報告</p> <p>19 令和7年度職員採用試験（夏日程）の受験状況及び第1次試験面接試験受験対象者数について</p>
第6回 定例会	令和7年 7月14日	<p>議案</p> <p>7 令和7年度消防職員昇任試験の実施について</p> <p>報告</p> <p>20 看護師又は助産師の採用選考（委任）の結果報告について</p> <p>21 静岡市教職員組合からの要求書について</p>
現地 視察	令和7年 7月14日	<p>視察地</p> <p>清水看護専門学校</p>
第7回 定例会	令和7年 7月28日	<p>議案</p> <p>8 令和7年度職員採用試験（夏日程（土木・電気・機械以外））の第1次試験合格者の決定について</p> <p>9 令和7年度職員採用試験（夏日程（土木・電気・機械））の最終合格者の決定について</p> <p>協議</p> <p>2 令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>報告</p> <p>22 令和7年職種別民間給与実態調査の実施結果について</p> <p>23 2025年春闘の状況について</p> <p>24 第133回全国人事委員会連合会総会について</p> <p>25 第68回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会について</p> <p>26 職員団体登録事項の変更について</p> <p>27 令和7年度消防職員昇任試験（委任）の実施通知について</p>
第1回 臨時会	令和7年 8月7日	<p>議案</p> <p>10 教育職員の初任給の特例の承認について</p>
第8回 定例会	令和7年 8月18日	<p>協議</p> <p>3 令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>報告</p> <p>28 令和7年人事院勧告の概要等について</p> <p>29 看護師又は助産師の採用選考（委任）の結果報告について</p> <p>30 静清教職員組合及び自治労静岡県本部からの要請書について</p>
第9回 定例会	令和7年 8月27日	<p>協議</p> <p>4 令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>報告</p>

		31 看護師又は助産師の採用選考（委任）の結果報告について
第10回 定例会	令和7年 9月9日	<p>議案</p> <p>11 条例案に対する意見について</p> <p>12 令和7年度職員採用試験（夏日程（土木・電気・機械・保育教諭以外））の最終合格者の決定について</p> <p>協議</p> <p>5 令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>報告</p> <p>32 令和7年職員給与等実態調査の結果について</p> <p>33 令和7年職種別民間給与実態調査の結果について</p> <p>34 職員団体登録事項の変更について</p> <p>35 清水看護専門学校に勤務する看護教師の採用選考（委任）の実施通知について</p> <p>36 令和7年度職員採用試験（秋日程）の申込結果について</p>
第11回 定例会	令和7年 9月16日	<p>議案</p> <p>13 令和7年度職員採用試験（夏日程（保育教諭））の最終合格者の決定について</p> <p>協議</p> <p>6 令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>報告</p> <p>37 静岡市職員労働組合連合会からの申入書について</p> <p>38 看護師又は助産師の採用選考（委任）の結果報告について</p>
第12回 定例会	令和7年 9月24日	<p>議案</p> <p>14 令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>15 条件付採用期間の延長について</p> <p>16 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第20条及び静岡市職員の給与に関する条例第41条の規定に基づく協議について</p> <p>報告</p> <p>39 令和7年度主任主事・主任技師等昇任選考（公募）の申込結果について</p> <p>40 育休（産休）代替及び配偶者同行休業代替任期付職員（小中学校事務職員・小中学校栄養士）の採用選考（委任）の実施通知について</p>
第13回 定例会	令和7年 10月6日	<p>議案</p> <p>17 令和7年度職員採用試験（秋日程（短大卒・高校卒程度（技術）））の第1次試験合格者の決定について</p> <p>18 令和7年度職員採用試験（追加募集）の実施について</p> <p>19 一般任期付職員の採用の承認について</p>

		<p>20 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第24条の規定に基づく協議について</p> <p>報告</p> <p>41 令和7年度職員採用試験（秋日程）の受験状況について</p> <p>42 令和7年度職員採用試験（秋日程）の第1次試験面接試験受験対象者数並びに第1次選考経験論文及び論作文試験採点対象者数について</p> <p>43 任期付短時間勤務職員（消費生活相談員）の採用選考（委任）の実施通知について</p>
第14回 定例会	令和7年 10月30日	<p>議案</p> <p>21 令和7年度静岡市職員に対する給与の支払監理の実施について</p> <p>22 令和7年度職員採用試験（秋日程（短大卒・高校卒程度（技術）以外））の第1次試験合格者の決定について</p> <p>23 令和7年度職員採用試験（秋日程（短大卒・高校卒程度（技術）））の最終合格者の決定について</p> <p>24 職員の採用選考について</p> <p>25 人事交流等により異動した職員の号給の決定の承認について</p> <p>報告</p> <p>44 看護師又は助産師の採用選考（委任）の結果報告について</p> <p>45 静岡市職員労働組合連合会からの申入書について</p>
第15回 定例会	令和7年 11月21日	<p>議案</p> <p>26 令和7年度職員採用試験（秋日程（短大卒・高校卒程度（事務・消防士）・免許資格職・障がい者））の最終合格者の決定について</p> <p>協議</p> <p>7 静岡市職員採用試験（選考）における試験区分の新設及び試験区分の統合について</p> <p>報告</p> <p>46 看護師又は助産師の採用選考（委任）の結果報告について</p> <p>47 地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて</p>
第16回 定例会	令和7年 12月4日	<p>議案</p> <p>27 令和7年度職員採用試験（秋日程（民間企業等職務経験者））の最終合格者の決定について</p> <p>28 静岡市職員採用試験における試験区分の統合について</p> <p>報告</p> <p>48 令和7年度職員採用試験（追加募集）の申込結果について</p> <p>49 任期付短時間勤務職員（消費生活相談員）の採用選考（委任）の結果報告について</p>

		50 清水看護専門学校に勤務する看護教師の採用選考（委任）の結果報告について
第2回 臨時会	令和7年 12月12日	議案 29 条例案に対する意見について 30 静岡市職員の給与に関する条例第41条の規定に基づく協議について 31 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第24条の規定に基づく協議について 32 静岡市教育職員の給与に関する条例第15条の規定に基づく協議について 33 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例第15条の規定に基づく協議について
第17回 定例会	令和7年 12月18日	議案 34 令和7年度職員採用試験（追加募集）の第1次試験合格者の決定について 35 静岡市職員採用選考における試験区分の新設について 報告 51 看護師又は助産師の採用選考（委任）の結果報告について 52 診療放射線技師の採用選考（委任）の実施通知について 53 職員業務説明会の実施について
第18回 定例会	令和8年 1月9日	議案 36 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第24条の規定に基づく協議について 37 令和7年度主任主事・主任技師等昇任選考（公募）の合格者の決定について 38 令和7年度消防職員昇任試験最終合格者の決定及び昇任候補者名簿の確定について 協議 8 令和8年度静岡市職員採用試験（選考）の実施方法について
第19回 定例会	令和8年 1月22日	議案 39 令和7年度職員採用試験（追加募集）の最終合格者の決定について 40 令和8年度静岡市職員採用試験（選考）の実施について 報告 54 看護師又は助産師の採用選考（委任）の結果報告について 55 看護師の採用選考（委任）の実施通知について
第20回 定例会	令和8年 2月2日	議案 41 職務に専念する義務の特例の承認について

第21回 定例会	令和8年 2月19日	議案 42 特例任用の延長の承認について 43 一般任期付職員の任期の更新の承認について 44 条例案に対する意見について 報告 56 看護師又は助産師の採用選考（委任）の結果報告について 57 診療放射線技師の採用選考（委任）の結果報告について
第22回 定例会	令和8年 2月27日	議案 45 条例案に対する意見について 46 特定任期付職員の採用の承認について 報告 58 看護師の採用選考（委任）の結果報告について 59 育休（産休）代替及び配偶者同行休業代替任期付職員（小中学校事務職員・小中学校栄養士）の採用選考（委任）の結果報告について
第23回 定例会	令和8年 3月11日	議案 47 事務局職員の任免について 48 静岡市教育職員の給与に関する条例第15条の規定に基づく協議について 49 静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例第15条の規定に基づく協議について 50 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第24条の規定に基づく協議について 51 特定任期付職員の任期の更新の承認について 52 特例任用の延長の承認について 53 勤務延長の期限の延長の承認について 54 静岡市人事委員会情報セキュリティ基本方針の策定について 報告 60 静岡市職員労働組合連合会からの申入書について
第24回 定例会	令和8年 3月23日	議案 55 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 56 静岡市職員の退職管理に関する規則の一部改正について 57 静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則の一部改正について 58 静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正について 59 静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部改正について

		<p>60 静岡市職員の給与に関する条例第41条の規定に基づく協議について</p> <p>61 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例第15条の規定に基づく協議について</p> <p>62 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第24条の規定に基づく協議について</p> <p>63 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第21条の規定に基づく協議について</p> <p>64 静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第33条第2項の人事委員会が定める事由について</p> <p>65 静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部改正について</p> <p>66 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正について</p> <p>協議</p> <p>9 静岡市人事委員会情報セキュリティ基本方針について</p>
第25回 定例会	令和8年 3月30日	<p>議案</p> <p>67 教育職員等の初任給の特例の承認について</p> <p>68 静岡市人事委員会情報セキュリティ基本方針の策定について</p> <p>報告</p> <p>61 令和7年度労働基準監督機関の職権に係る事業場調査の実施結果について</p> <p>62 令和7年度静岡市職員に対する給与の支払監理の実施結果について</p>
第3回 臨時会	令和8年 3月31日	<p>議案</p> <p>69 教育職員等の初任給の特例の承認について</p>

#### 4 人事委員会事務局組織及び所掌事務

令和7年4月1日現在の事務局の組織及び所掌事務は、次のとおりである。

##### ○ 組織（16人）

事務局長 1人

事務局次長 1人

主幹 1人

審査給与係 次長補佐兼係長 1人 副主幹 1人 主査 2人

会計年度任用職員 2人

任用係 主幹兼係長 1人 副主幹 1人 主査 3人 会計年度任用職員 2人

##### ○ 所掌事務

審査給与係

- (1) 人事委員会の会議に関すること。
- (2) 人事記録の管理に関すること。
- (3) 人事に関する統計報告に関すること。
- (4) 人事委員会規則、訓令等の制定及び改廃に関すること。
- (5) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関すること。
- (6) 給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利制度その他職員に関する制度についての調査研究に関すること。
- (7) 給与に関する報告及び勧告に関すること。
- (8) 給与の支払の監理に関すること。
- (9) 分限及び懲戒に関すること（任命権者が所掌する事務を除く。）。
- (10) 勤務条件に関する措置の要求に関すること。
- (11) 不利益処分についての審査請求に関すること。
- (12) 職員団体の登録に関すること。
- (13) 管理職員等の範囲に関すること。
- (14) 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- (15) 職員の苦情処理に関すること。
- (16) 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関すること。
- (17) 退職管理に関すること。
- (18) 研修及び人事評価についての調査研究に関すること。
- (19) 人事評価についての勧告に関すること。
- (20) 事務局の人事に関すること。
- (21) 公印に関すること。
- (22) 予算及び決算に関すること。
- (23) 所管に係る情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (24) 危機管理に関すること。

任用係

- (1) 競争試験及び選考に関すること。

## 5 予算

令和7年度における本委員会の予算は、次のとおりである。

### ○ 歳出

2款 総務費 7項 人事委員会費 1目 人事委員会費 112,103千円  
(人件費を含む。)

(内 訳)

科 目	予 算 額 (単位：千円)
1節 報酬	13,650
2節 給料	49,277
3節 職員手当等	33,848
7節 報償費	539
8節 旅費	1,267
9節 交際費	10
10節 需用費	1,203
11節 役務費	2,424
12節 委託料	3,860
13節 使用料及び賃借料	3,102
17節 備品購入費	50
18節 負担金、補助及び交付金	2,873
計	112,103

## 第2章 事業概要

### 第1 任用

職員の任用は、地方公務員法及び静岡市職員の任用に関する規則（以下「任用規則」という。）に基づき、成績主義及び平等取扱いの原則を基本理念として行っている。

職員の採用及び昇任は、競争試験によるものとされている。ただし、人事委員会の定める職について人事委員会の承認があった場合は、選考によることを妨げないとされており（地方公務員法第17条の2）、これに基づき本委員会では選考によることができる職を任用規則で規定している。

また、静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則（以下「委任規則」という。）により、消防士の昇任試験に関する事務の一部と、人事委員会が定める職への採用に係る選考を任命権者に委任している。

本委員会が実施した令和7年度の採用及び昇任に係る試験及び選考の実施状況は、次のとおりである。

#### 1 採用試験及び採用選考

任用規則第4条第1項に基づく採用に係る試験及び第10条に基づく採用を選考によることができる職のうち第11条第1項ただし書に基づき公募により行う採用選考（委任規則により任命権者に委任している選考を除く。）の令和7年度の実施状況は、次のとおりである。

##### (1) 日程

試験区分				第1次試験			第2次試験	最終合格発表日	
				筆記試験日	面接試験日	合格発表日			
春日程	大学卒程度	技術	土木	試験	令和7年 4月2日 ～14日	令和7年 5月1日 ～9日	令和7年 5月20日	令和7年 5月29日 ～30日	令和7年 6月12日
			建築						
			電気						
			機械						
	短大卒程度		土木						
			建築						
			電気						
			機械						
夏日程	大学卒程度	事務	A	試験	令和7年 6月15日	令和7年 7月7日 ～11日	令和7年 7月29日	令和7年 8月12日 ～29日	令和7年 9月10日
			B						
			学芸員						
			デジタル						
	福祉（行政）		心理						

試験区分				第1次試験			第2次試験	最終合格 発表日	
				筆記試験日	面接試験日	合格発表日			
夏 日程	大学卒 程度	技術	土木	試験	令和7年 6月15日	—	令和7年 7月2日	令和7年 7月16日 ～18日	令和7年 7月29日
			建築						
			電気						
			機械						
			化学						
		畜産							
	小中学校事務	選考							
	消防士								
	短大卒 程度		福祉（行政）						
	免許 資格職		獣医師	令和7年 7月9日 ～14日		令和7年 7月29日	令和7年 8月12日 ～22日	令和7年 9月10日	
薬剤師（行政）									
保健師									
精神									
保育教諭				令和7年 8月30日 ～9月4日	令和7年 9月17日				
秋 日程	短大卒 程度	事務	試験	令和7年 9月28日	令和7年 10月15日	令和7年 10月31日	令和7年 11月11日	令和7年 11月22日	
		技術			土木	—	令和7年 10月7日	令和7年 10月17日 ～21日	令和7年 10月31日
					建築				
					電気				
	機械								
	消防士	令和7年 10月15日 ～16日			令和7年 10月31日	令和7年 11月11日 ～12日	令和7年 11月22日		
	高校卒 程度	技術			土木	—	令和7年 10月7日	令和7年 10月17日 ～21日	令和7年 10月31日
					建築				
					電気				
					機械				
水道技術	消防士	令和7年 10月15日 ～16日	令和7年 10月31日	令和7年 11月10日 ～13日	令和7年 11月22日				
免許 資格職						こども園 調理栄養士	選考		

試験区分				第1次試験			第2次試験	最終合格 発表日	
				筆記試験日	面接試験日	合格発表日			
秋 日 程	民間 企業等 職務 経験者	事務		選考	令和7年 9月20日 ～23日	—	令和7年 10月31日	令和7年 11月8日 ～24日	令和7年 12月5日
		事務（デジタル）							
		福祉（行政）							
		技術	土木						
			建築						
			電気						
			機械						
		獣医師							
		保健師							
	精神								
保育教諭									
障がい者	事務						令和7年 11月13日	令和7年 11月22日	
追 加 募 集	大学卒 程度	技術	土木	試験	令和7年 11月26日 ～12月10日	—	令和7年 12月19日	令和8年 1月13日 ～15日	令和8年 1月23日
			建築						
			電気						
			機械						

## (2) 実施状況

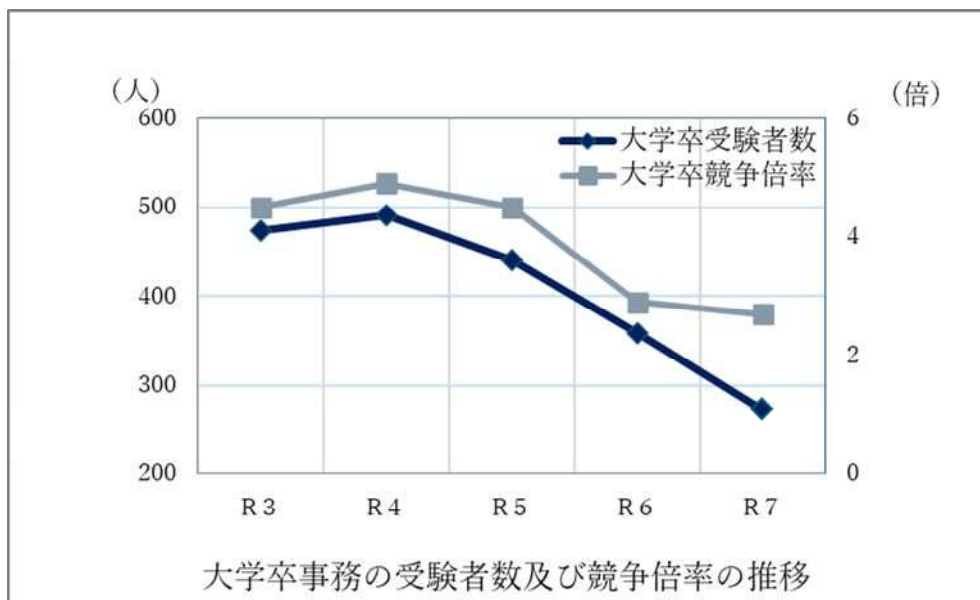
試験区分			申込者数 (人)	第1次試験		第2次試験		競争倍率 (倍)	
				受験者数 (人)	合格者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)		
春 日 程	大学卒程度	技術	土木	27	26	17	15	11	2.4
			建築	5	5	4	4	3	1.7
			電気	6	5	1	1	1	5.0
			機械	5	5	3	3	2	2.5
	短大卒程度	技術	土木	0	—	—	—	—	—
			建築	2	2	2	2	0	—
			電気	1	0	—	—	—	—
			機械	4	4	3	3	2	2.0
夏 日 程	大学卒程度	事務	A	322	261	174	163	99	2.6
			B	24	11	6	2	1	11.0
			学芸員	5	4	3	3	1	4.0
			デジタル	4	4	3	3	2	2.0
		福祉(行政)		17	15	7	6	4	3.8
		心理		8	8	4	3	2	4.0
		技術	土木	14	3	2	2	1	3.0
			建築	4	0	—	—	—	—
			電気	2	2	2	2	1	2.0
			機械	5	2	2	1	0	—
	化学		8	7	3	3	1	7.0	
	畜産		29	23	5	5	1	23.0	
	小中学校事務		21	17	11	11	5	3.4	
	消防士		66	59	37	32	21	2.8	
	短大卒程度	福祉(行政)	1	1	1	1	1	1.0	
	免許資格職	獣医師		2	0	—	—	—	—
		薬剤師(行政)		4	3	2	2	1	3.0
保健師		17	14	8	7	6	2.3		
精神		5	5	5	4	4	1.3		
保育教諭		62	57	52	46	36	1.6		

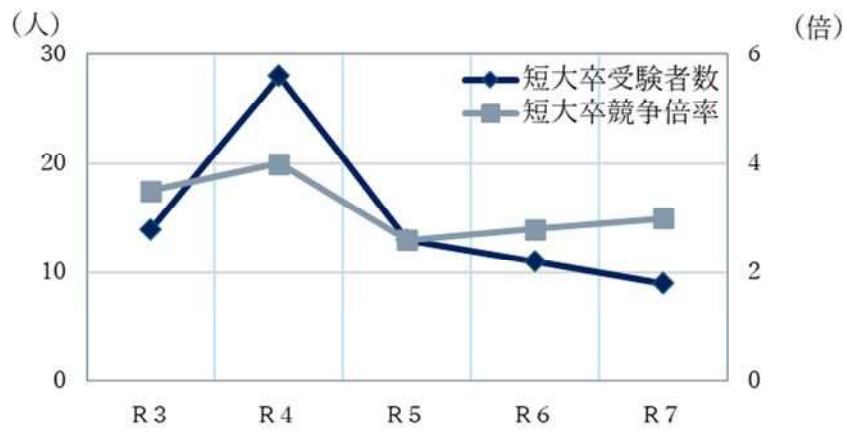
試験区分		申込者数 (人)	第1次試験		第2次試験		競争倍率 (倍)		
			受験者数 (人)	合格者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)			
秋 日 程	短大卒程度	事務	13	9	7	6	3	3.0	
		技術	土木	0	—	—	—	—	—
			建築	2	2	2	1	0	—
			電気	0	—	—	—	—	—
			機械	0	—	—	—	—	—
	消防士	22	20	12	10	7	2.9		
	高校卒程度	事務	11	9	6	6	3	3.0	
		技術	土木	9	8	8	8	6	1.3
			建築	3	3	3	3	2	1.5
			電気	1	1	1	1	1	1.0
			機械	0	—	—	—	—	—
	水道技術	1	1	1	1	1	1.0		
	消防士	37	34	22	17	12	2.8		
	免許資格職	こども園 調理栄養士	8	6	3	3	2	3.0	
	民間企業等 職務経験者	事務	155	140	30	27	13	10.8	
		事務 (デジタル)	6	5	5	5	1	5.0	
		福祉 (行政)	9	8	8	4	2	4.0	
		技術	土木	9	9	5	4	3	3.0
			建築	1	1	1	1	1	1.0
			電気	2	1	1	1	1	1.0
機械			1	1	1	1	1	1.0	
獣医師		2	2	2	2	1	2.0		
保健師		10	10	8	8	3	3.3		
精神		3	3	3	3	0	—		
保育教諭	10	10	10	8	4	2.5			
障がい者	事務	13	9	5	5	1	9.0		
追 加 募 集	大学卒程度	技術	土木	12	7	7	5	1	7.0
		建築	2	1	1	1	1	1.0	
		電気	1	0	—	—	—	—	
		機械	4	4	4	2	1	4.0	
合 計		1,017	847	513	457	277	3.1		

参考：令和3年度以降の事務（大学卒・短大卒・高校卒程度）の受験者数、合格者数及び競争倍率の推移

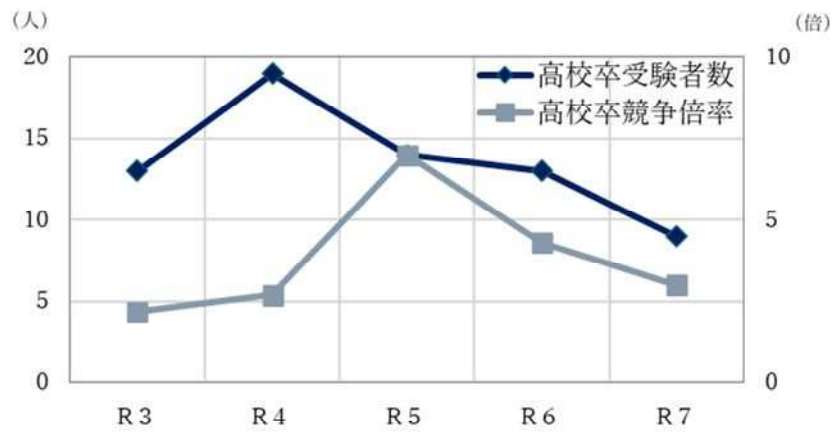
区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
大学卒	受験者数	474	491	440	358	272
	合格者数	105	101	98	122	100
	競争倍率	4.5	4.9	4.5	2.9	2.7
短大卒	受験者数	14	28	13	11	9
	合格者数	4	7	5	4	3
	競争倍率	3.5	4.0	2.6	2.8	3.0
高校卒	受験者数	13	19	14	13	9
	合格者数	6	7	2	3	3
	競争倍率	2.2	2.7	7.0	4.3	3.0

※ 受験者数は第1次試験の受験者数





短大卒事務の受験者数及び競争倍率の推移



高校卒事務の受験者数及び競争倍率の推移

## 2 個別採用選考

任用規則第10条に基づく選考によることができる職への採用選考（公募により行う採用選考及び委任規則により任命権者に委任している選考を除く。）について、令和7年度の実施状況は、次のとおりである。

職務の級		人数	根拠規定
行政職給料表	8級	1	任用規則第10条第5号
合計		1	

## 3 昇任試験

任用規則第4条第2項に基づく昇任に係る試験の令和7年度の実施状況は、次のとおりである。

### (1) 日程

試験区分	第1次試験実施日	第1次試験合格発表日	第2次試験実施日	最終合格発表日
消防司令	令和7年9月10日	令和7年10月1日	令和7年10月20日 ～10月24日	令和8年1月16日
消防司令補	令和7年9月11日			
消防士長	令和7年9月12日			

### (2) 実施状況

試験区分	申込者数 (人)	第1次試験		第2次試験		競争倍率 (倍)
		受験者数 (人)	合格者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	
消防司令	100	100	27	27	18	5.6
消防司令補	A	189	33	33	25	7.6
	B	8	4	4	3	2.7
消防士長	A	29	28	28	26	1.1
	B	0	—	—	—	—
合計	326	326	92	92	72	4.5

## 4 昇任選考

任用規則第10条の2に基づく昇任選考の令和7年度の実施状況は、次のとおりである。

### (1) 日程

選考区分	選考実施日	合格発表日
主任主事・主任技師等	令和7年11月25日	令和8年1月16日

(2) 実施状況

選考区分		申込者 (人)	受験者 (人)	合格者 (人)	合格率 (%)
主任主事・ 主任技師等	主事等	111	110	92	83.6
	技師	20	20	18	90.0
	合計	131	130	110	84.6

参考：平成20年度以降に実施した昇任選考の推移

平成20年度から平成26年度まで	主任主事・主任技師等昇任選考、幹部職昇任候補者選考、主査特別昇任選考、主任保育士昇任選考
平成27年度から令和3年度まで	主査昇任選考、主査特別昇任選考、主任保育教諭昇任選考、係長級昇任選考
令和4年度から令和6年度まで	係長級昇任選考
令和7年度	主任主事・主任技師等昇任選考

## 第2 給与、勤務時間その他の勤務条件

### 1 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、地方公務員法の規定により、給与、勤務時間その他の勤務条件等について絶えず研究を行い、その成果を議会や長に提出し、又はその講ずべき措置を勧告することができる。

本委員会は、この規定に基づき、令和7年9月24日に「職員の給与等に関する報告及び勧告」を市議会議長及び市長に対し行った。

その概要は、次のとおりである。

#### (1) 報告

##### ① 職種別民間給与実態調査

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である市内303の民間事業所から113事業所を抽出し、4月分の給与について職種別に調査を行った。

##### ② 公民比較

下記③の見直し後、本年の公民給与の比較を行った結果は、次のとおりである。

###### ア 月例給

本市職員と市内の民間従業員について、責任の度合、学歴、年齢の給与決定要素が同等と認められる者の4月分の給与を、ラスパイレス方式により比較した。

その結果は、次のとおりである。

民間給与	職員給与	較 差
393,616 円	382,674 円	10,942 円 (2.86%)

(職員平均年齢 40.7歳)

###### イ 特別給

本市職員の期末・勤勉手当と令和6年8月から令和7年7月までの1年間に  
おいて、市内の民間事業所で支払われた特別給との比較は、次のとおりである。

民間支給月数	職員支給月数	支給月数の差
4.65 月	4.60 月	0.05 月

##### ③ 公民給与の比較方法の見直し

行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を前提とすれば、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較する必要がある。

このことから、公民給与の比較のための対象企業規模について、企業規模50人以上から、100人以上に改めることとした。また、公民比較における役職の対応関係についても見直しを行った。

##### ④ 給与の改定について

###### ア 給料表

市内民間事業所の給与水準及び人事院勧告における俸給表の改定の趣旨を踏まえた上で、本市の実情に適合するよう改定を行うことが必要である。

国等との均衡を考慮するとともに、人材確保が喫緊の課題であることを踏まえ、初任給を引き上げる。おおむね30歳台後半までの職員が在職する号給に重点を置いた改定を行うとともに、その他の職員が在職する号給については、改定額を逡減させつつ引上げ改定を行う。

#### イ 諸手当

- (ア) 初任給調整手当：医師及び歯科医師の初任給調整手当の所要の改定
- (イ) 宿日直手当：静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第9条第1項第2号ア（※）に掲げる職員の宿日直手当の所要の改定

（※）医療施設における当直勤務がある医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、看護師長等

- (ウ) 期末手当・勤勉手当：支給月数を0.05月分引き上げ、期末手当・勤勉手当に均等に配分

（年間支給月数4.60月→4.65月）

- (エ) 地域手当：令和8年度の支給割合8%（現行7%）
- (オ) 通勤手当：自動車等使用者に対する通勤手当について、新たな距離区分を創設するとともに、駐車場等の利用に対する通勤手当を新設（令和8年4月）

#### ⑤ 改定の実施時期

令和7年4月1日から実施する。ただし、地域手当、通勤手当のうち新たな距離区分の創設及び駐車場等の利用に対する手当の新設並びに期末手当・勤勉手当の令和8年6月期以降の支給割合に関する改定については、令和8年4月1日から実施する。

#### ⑥ 将来を見据えた人事制度の検討

国家公務員において、職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けた検討が進められており、令和8年夏に措置の骨格が、令和9年夏に具体的な内容が報告される予定である。

地方公務員においても、今後、こうした国の動向を踏まえた制度見直しが求められることが想定される中、本市としても、人事制度全体の刷新に向けた検討を進めていく必要がある。

国の制度設計の動向を注視しつつ、将来を見据えた制度の方向性や、人事管理の根幹を成す各制度の在り方について、計画的に検討を行えるよう、必要な準備を着実に進めていく必要がある。

#### ⑦ 人事・給与制度及びその他の勤務条件

##### ア 人材の確保と育成

##### (ア) 人材の確保

災害時の対応等が求められる技術職において人材の確保ができないことは、危惧的な状況である。募集人員の確保が困難な他の職種と併せ、初任給調整手当を含めた対応策を早急に検討する必要がある。

今後、採用活動においては、人材の確保・定着を一体的に捉えた取組が必要である。人事委員会と任命権者が一丸となって魅力ある公務の実現に向けて取り組むことが強く求められる。

#### (イ) 人材の育成

複雑化・高度化する行政ニーズに限られた人的資源で対応していくためには、高い課題解決能力を有し、意欲的かつ自律的に課題解決に取り組む職員の育成が急務である。

職員のやりがいやエンゲージメントを向上させるためには、職員を単なる人的資源としてではなく、人的資本として捉え、一人一人が活躍できる環境を提供することが必要である。今後も引き続き職員の働きがいややりがいを向上させるための取組を検討されたい。

#### (ウ) 女性職員の登用

女性が働きやすい職場は、全ての職員にとって働きやすい職場であることを認識し、職員同士が互いの仕事と生活の調和を尊重し、助け合う信頼関係を築くことが不可欠である。今後も、働きやすい職場づくりと併せて、総合的な取組を推進し、女性職員の登用と活躍を一層推進されたい。

#### (エ) 障がい者の活躍推進

本年6月時点の本市の障がい者実雇用率は、市長部局、教育委員会ともに法定雇用率を下回り、前年よりも低下している。加えて、令和8年7月には法定雇用率の引上げが予定されており、早急な対応が必要である。

障がい者の活躍推進は、障がいの有無にかかわらず、多様な人材が活躍でき、全ての職員が安心して長く働き続けられる職場環境の実現に寄与することを踏まえ、組織が一丸となり、取組を強力に進められたい。

### イ 勤務環境の整備

#### (ア) 長時間労働の是正

長時間労働の是正を進めていくためには、職員一人一人が業務の進め方を抜本的に見直し、効率的な働き方を徹底することが不可欠である。管理監督者は、所属職員との十分なコミュニケーションを通じて業務の進捗状況を把握し、マネジメント力を最大限に発揮されたい。

教育職員の長時間勤務を減らしていくためには、学校における新たな働き方改革プランの着実な推進に向けて、学校と教育委員会が両輪となり、家庭や地域の理解と協力を得ながら、市長部局も含めた市全体で取り組むことが重要である。

#### (イ) 柔軟な働き方と仕事と生活の調和

育児や介護などの事情を抱える職員をはじめとした多様な人材を生かすとともに、有為な人材を確保する観点からも、より柔軟な働き方を実現するための制度の整備は重要である。

本市男性職員の育児休業取得率は近年増加しており、取組の成果が見られ

るところであるが、取得率のみが先行することのないよう、性別役割分担意識の解消にも引き続き尽力されたい。

性別を問わず育児休業を取得しやすくするため、職場全体での理解促進、人員代替措置の充実、業務をフォローする職員へのインセンティブの付与など、育児休業を取得する職員の心理的負担の軽減に向けた環境の整備について、継続的に検討するとともに、取組を進められたい。

兼業については、他の地方公共団体等の取組状況等を注視しながら検討していく必要がある。

#### (ウ) 職員の健康管理

メンタルヘルスケアにおいて、一次予防を重視するとともに、管理監督者が心身の健康に配慮した職場環境の整備に努めることが求められる。

女性職員の活躍を更に推進するためには、体調やライフステージに応じた健康上の配慮が必要となる場合があることについても、職場の理解が求められる。

今後も、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進等に加え、研修の実施や相談体制の確保、次項で取り上げるハラスメント対策など、組織的な取組を更に進められたい。

#### (エ) ハラスメント対策の推進

任命権者においては、引き続き、ハラスメントのない健全な職場環境の実現に向けて、職員一人一人の意識向上、制度の周知、ハラスメントに係る事後の適切な対応に努め、組織全体を挙げてその防止・排除に取り組まされたい。

カスタマーハラスメントについて、任命権者においては、マニュアルの的確な運用を図るとともに、国や他の地方公共団体、民間企業などの動向も注視しながら、引き続き、職員が安心して気持ちよく働くことができる職場環境の整備に取り組まされたい。

#### ウ 定年の引上げ

高齢期職員の多様な知識や経験を最大限に生かし、その活躍を一層推進していくためには、高齢期職員に期待される役割を明確化し、それを本人のみならず配属先の所属にも丁寧に周知することが必要である。

任命権者においては、高齢期職員がモチベーションを維持しながら、安心して働くことができる職場環境の整備に、引き続き努められたい。

#### エ 市民からの信頼確保

職員一人一人が、法令の遵守はもとより、社会全体から高い倫理性と規範意識が求められる立場にあることを今一度自覚し、常に全体の奉仕者としての責任を果たす姿勢で職務に精励することが強く求められる。

任命権者においては、これまで以上に、危機感、緊張感を持って再発防止に取り組み、市民からの信頼の確保に邁進されたい。

#### オ 会計年度任用職員制度の運用

会計年度任用職員の給料・報酬については、最低賃金を下回らないことはもとより、常勤職員や会計年度任用職員相互の権衡を踏まえ、適正な給与体系が維持できるよう留意されたい。

任命権者においては、引き続き、会計年度任用職員が高い意欲を持ち、能力を十分に発揮して勤務することができるよう、適正な制度運用に努められたい。

## (2) 勧告

### ① 給料表

給料表については、本市職員と民間従業員との給与の均衡を図るため、報告で述べたことがらを考慮して改定すること。

### ② 諸手当

#### ア 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告等を考慮して所要の改定をすること。

#### イ 宿日直手当

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第9条第1項第2号アに掲げる職員の宿日直手当については、人事院勧告等を考慮して所要の改定をすること。

#### ウ 期末手当・勤勉手当

民間における支給状況及び報告で述べたことがらを考慮して改定すること。

#### エ 地域手当

令和8年度の支給割合は8%とすること。その他、報告で述べたことがらを考慮して改定すること。

#### オ 通勤手当

自動車等使用者に対する通勤手当に係る新たな距離区分の創設及び駐車場等の利用に対する手当の新設については、民間における支給状況及び報告で述べたことがらを考慮して改定すること。

### ③ 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、地域手当、通勤手当のうち新たな距離区分の創設及び駐車場等の利用に対する手当の新設並びに期末手当・勤勉手当の令和8年6月期以降の支給割合に関する改定については、令和8年4月1日から実施すること。

## 2 条例の制定、改廃に対する意見

地方公務員法第5条第2項の規定により、職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされている。

本委員会が議会からの意見聴取に対し意見の申出を行った条例及び意見の内容は、次のとおりである。

意見申出 年 月 日	議案（条例）名	意見
令和7年 6月11日	静岡市職員の勤務時間、 休暇等に関する条例の一 部改正について	この条例案は、より一層仕事と育児の 両立を推進させるため、両立支援制度の 情報提供及び意向確認等について、所要 の改正をしようとするものであり、異議 はありません。
	静岡市職員の育児休業等 に関する条例の一部改正 について	この条例案は、地方公務員の育児休業 等に関する法律の一部改正に伴い、部分 休業について、所要の改正をしようとし るものであり、異議はありません。
令和7年 9月9日	静岡市職員退隠料等支給 条例等の一部を改正する 条例等の一部改正につい て	この条例案は、恩給法による恩給改定 率の改定等に関する政令の一部改正に 伴い、退隠料及び遺族扶助料の額につい て、所要の改正をしようとするものであ り、異議はありません。
令和7年 12月12日	静岡市職員の給与に関す る条例及び静岡市一般職 の任期付職員の採用及び 給与の特例に関する条例 の一部改正について	この条例案は、本委員会が行った令和 7年職員の給与等に関する報告及び勧 告の趣旨に沿った内容となっており、異 議はありません。
	静岡市会計年度任用職員 の給与及び費用弁償に関 する条例の一部改正につ いて	
	静岡市教育職員の給与に 関する条例の一部改正に ついて	この条例案は、本委員会が行った令和 7年職員の給与等に関する報告及び勧 告の趣旨に沿った内容となっているほ か、公立の義務教育諸学校等の教育職員 の給与等に関する特別措置法等の一部 改正等に伴い、教職調整額の支給割合の 引上げ等について、所要の改正をしよう とするものであり、異議はありません。
	静岡市立小学校及び中学 校の教育職員等の給与に 関する条例の一部改正に ついて	
静岡市立学校の教育職員 の給与等に関する特別措 置条例の一部改正につい て		
令和8年 2月19日	静岡市職員の勤務時間、 休暇等に関する条例の一	この条例案は、職員の育児と仕事の両 立を支援し、働きやすさ向上を目的とし

	部改正について	て子育て支援時間制度を新設するため、 所要の改正をしようとするものであり、 異議はありません。
	静岡市職員の給与に関する条例の一部改正について	この条例案は、本委員会が行った令和 7年職員の給与等に関する報告及び勧 告の趣旨に沿った内容となっており、異 議はありません。
	静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	この条例案は、市営住宅管理業務手当 を廃止するとともに、令和8年度組織機 構改編に伴い、所要の改正をしようとする ものであり、異議はありません。
	静岡市職員等の旅費に関する条例の一部改正について	この条例案は、国家公務員等の旅費に 関する法律等の改正に伴い、実費弁償へ の移行や規定の簡素化など、国の改正内 容に沿った旅費制度の見直しをしよう とするものであり、異議はありません。
令和8年 2月27日	静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正について	この条例案は、へき地教育振興法施行 規則の一部改正に伴い、へき地手当に係 る地域手当分の減額調整を廃止するた め、所要の改正をしようとするもので あり、異議はありません。

### 3 規則等の制定、改廃の協議

「静岡市職員の給与に関する条例」等に基づく規則を制定し、又は改廃しようとするときは、市長等はあらかじめ人事委員会と協議しなければならないとされている。

また、「静岡市職員の給与に関する条例」等の規定により市長等が定めることとされている事項のうち人事委員会が指定するものについて定め、又はこれを変更し、若しくは廃止しようとするときも、同様としている。

本委員会に市長等から協議依頼があった規則案等は次のとおりであり、いずれも同意する旨の回答をした。

通 知 年月日	協 議 の 内 容
令和 7 年 9 月 24 日	<p>静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び静岡市職員の給与に関する条例の規定に基づくもの</p> <p>(1) 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正</p> <p>(2) 静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正</p> <p>(3) 静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正</p>
令和 7 年 10 月 9 日	<p>静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づくもの</p> <p>(1) 静岡市立清水病院に勤務する会計年度任用職員の給与の特例(医師・歯科医師及び臨床研修医を除く)</p> <p>(2) 静岡市立の高等学校に勤務するスクール・サポート・スタッフの給与の特例</p> <p>(3) 静岡市立の小学校及び中学校に勤務するスクール・サポート・スタッフの給与の特例</p>
令和 7 年 12 月 12 日	<p>静岡市職員の給与に関する条例の規定に基づくもの</p> <p>(1) 静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部改正</p> <p>(2) 静岡市職員の初任給調整手当に関する規則の一部改正</p> <p>(3) 静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正</p>
	<p>静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づくもの</p> <p>(1) 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正</p>
	<p>静岡市教育職員の給与に関する条例の規定に基づくもの</p> <p>(1) 静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正</p> <p>(2) 静岡市立の高等学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正</p>
令和 8 年 1 月 9 日	<p>静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づくもの</p> <p>(1) 会計年度任用職員のうち、正規職員を退職し、正規職員と同等の知識及び技能を持つと市長が認める者の給与の特例</p> <p>(2) 競輪開催時警備員隊長の給与の特例</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 移住・定住コンシェルジュの給与の特例</li> <li>(4) 産業振興支援員の給与の特例</li> <li>(5) 井川診療所に勤務する歯科衛生士の給与の特例</li> <li>(6) 静岡市立清水病院に勤務する会計年度任用職員の給与の特例(医師・歯科医師及び臨床研修医を除く)</li> <li>(7) 静岡市立清水病院に勤務する臨床研修医の給与の特例</li> <li>(8) 学生寮舎監の給与の特例</li> <li>(9) 静岡市の選挙及び国民投票に係る市民の投票事務及び開票事務への従事に関する会計年度任用職員の給与の特例</li> </ul>
令和8年 3月11日	<p>静岡市教育職員の給与に関する条例の規定に基づくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正</li> </ul>
	<p>静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 静岡市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正</li> </ul>
	<p>静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 葵福祉事務所生活支援課で任用する医療扶助に関する技術審査、指導及び検診業務に関わる嘱託医の給与の特例</li> <li>(2) 静岡市立清水病院に勤務する会計年度任用職員の給与の特例(医師・歯科医師及び臨床研修医を除く)</li> </ul>
令和8年 3月23日	<p>静岡市職員の給与に関する条例の規定に基づくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部改正</li> <li>(2) 静岡市職員の管理職手当に関する規則の一部改正</li> <li>(3) 静岡市職員の初任給調整手当に関する規則の一部改正</li> <li>(4) 静岡市職員の通勤手当に関する規則の一部改正</li> <li>(5) 静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正</li> </ul>
	<p>静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の規定に基づくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部改正</li> </ul>
	<p>静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定に基づくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正</li> <li>(2) 静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正</li> </ul>
	<p>静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正</li> </ul>

	(2) 静岡市立学校に勤務する非常勤講師並びに静岡市立の小学校及び中学校に勤務する非常勤養護教諭及び非常勤栄養教諭の給与の特例 (3) 静岡市立の高等学校に勤務する非常勤養護教諭の給与の特例
--	--

#### 4 任命権者からの申請に基づく承認

給与その他の勤務条件等に関する人事委員会規則において、任命権者が人事委員会の承認を得なければならない事項が定められている。

本委員会に任命権者から申請のあった事項は、次のとおりである。

##### (1) 給与関係

承認年月日	任命権者	内 容
令和7年 8月7日	静岡市 教育委員会	静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則第10条の規定に基づく初任給の特例の承認について
令和7年 10月30日	静岡市長	静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第16条の規定に基づく人事交流等により異動した場合の号給の決定の承認について
令和8年 2月2日	静岡市長	職務に専念する義務の特例の承認について
	静岡市 教育委員会	職務に専念する義務の特例の承認について
令和8年 3月30日	静岡市 教育委員会	静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第16条及び静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則第10条の規定に基づく初任給の特例の承認について
		静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第16条及び静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則第10条の規定に基づく初任給の特例の承認について
		静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第16条及び静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則第10条の規定に基づく初任給の特例の承認について
令和8年 3月31日	静岡市 教育委員会	静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第16条及び静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則第10条の規定に基づく初任給の特例の承認について

## 5 給与の支払監理

地方公務員法第8条第1項第8号の規定に基づき、職員の給与が地方公務員法及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため、職員の給与について支払監理を行った。

(1) 依頼先

1 所属

(2) 調査時期

令和7年11月4日から令和8年3月23日まで

### 第3 公平審査及び苦情処理

#### 1 勤務条件に関する措置要求

地方公務員法の規定により、職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、当局により適当な措置が執られるよう要求することができる。

この要求があったときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、権限を有する機関に対し必要な勧告をする。

令和7年度における勤務条件に関する措置の要求の事案はなかった。

#### 2 不利益処分に関する審査請求

地方公務員法の規定により、職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して、審査請求をすることができる。

この審査請求を受理したときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要がある場合は任命権者にその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行う。

令和7年度における不利益処分に関する審査請求の事案はなかった。

#### 3 苦情処理

地方公務員法の規定により、人事委員会は、勤務条件に関する措置要求及び審査請求に至らないような勤務条件その他の人事管理に関する職員からの苦情を処理する。

令和7年度においては9件の相談があり、その内容と件数の状況は、次のとおりである。

内 容	給与	休暇	服務	妊娠出 産育児 又は介 護に関 するハ ラスメ ント	パワ ハラ	いじめ ・嫌が らせ	その他	計
相談件数 (件)	1	1	1	1	3	1	1	9

## 第4 職員団体

### 1 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体である。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・中立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度である。

本委員会に登録されている職員団体の令和7年度における登録事項の変更状況は、次のとおりである。

職員団体の名称	登録年月日	登録変更 年 月 日	変更内容
静岡市職員組合	平成15年6月27日	令和7年7月18日	役員名簿の変更
ユニオン仲間	平成19年9月13日	令和7年7月18日	役員名簿の変更
静岡教職員組合	平成28年4月5日	令和7年4月7日	役員名簿の変更
静岡市教職員組合	平成29年5月25日	令和7年4月14日	役員名簿の変更
静岡市対部活動問題ユニオン	令和6年10月7日	令和7年9月5日	役員名簿の変更

## 2 管理職員等の範囲

職員のうち管理職員等とそれ以外の職員は、同一の職員団体を組織することができず、両者が混在する団体は地方公務員法上の職員団体ではないとされており、管理職員等の範囲は人事委員会規則で定めることとされている。

(令和8年3月31日現在)

機関		職	
各任命権者共通		局長 局次長 部長 担当局長 長 担当部長 理事 参与 課長 長 担当課長 参事	
議会事務局		事務局長 事務局次長	
市長部局		危機管理監 統括監	
総務局	市長公室	市長公室長	
	秘書課	課長補佐 市長又は副市長の秘書を担当する主幹、副主幹及び主査 係長	
	東京事務所	東京事務所長	
	総務課	課長補佐 組織及び職務権限に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査(企画に関する事務を担当する者に限る。) 行財政改革に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査(企画に関する事務を担当する者に限る。) 組織管理係長 行財政改革推進係長	
	政策法務課	課長補佐 例規審査を担当する主幹、副主幹、主査及び主事 係長	
	人事課	課長補佐 企画に関する事務を担当する主幹、副主幹、主査及び主事 係長	
	職員厚生課	課長補佐 係長	
総合政策局	企画課	課長補佐 政策企画・総務係長	
財政局	財政部	財政課	課長補佐 予算を担当する主幹、副主幹及び主査 係長
		管財課	課長補佐 庁内取締りに関する事務を担当する主幹、副主幹及び

			主査 庁舎管理係長
		公営競技事務所	公営競技事務所長 公営競技事務所次長
	税務部	市民税課	課長補佐
		駿河税務センター	所長
		清水市税事務所	清水市税事務所長
市民局		戸籍管理課	課長補佐
		斎場	場長
		井川支所	井川支所長
観光交流文化局			観光政策監
		文化政策課	課長補佐
		芹沢銈介美術館	館長
		歴史文化課	課長補佐
		三保松原文化創造センター	所長
		登呂博物館	館長
		日本平動物園	日本平動物園長
環境局			環境政策監
		環境共生課	課長補佐
		自然の家	所長
		環境保健研究所	環境保健研究所長
		収集業務課	課長補佐
		収集センター	所長
		廃棄物処理課	課長補佐
		清掃工場	場長
		衛生センター	所長
保健福祉長寿局	健康福祉部	健康づくり推進課	課長補佐
		口腔保健支援センター	所長
		障害者歯科保健センター	所長
		保険年金管理課	課長補佐
		井川診療所	診療所長
	地域リハビリテーション推進センター	地域リハビリテーション推進センター所長	

保健衛生 医療部	こころの健康センター		こころの健康センター所長 事務長
	動物愛護センター		動物愛護センター所長
	看護専門学校		校長 副校長 事務長 教務長 技監
	保健所		保健所長
		保健所清水支所	保健所清水支所長
清水病院			病院長 病院参与 副病院長 診療部長 事務局長 薬剤部長 看護部長 医療技術部長 病院 技監 看護部各科の科長 薬剤 科長 医療技術部各科の科長 技監 副技監 看護師長
	教育研修・病院事業管理室		教育研修・病院事業管理室長
	医療安全管理室		医療安全管理室長 副室長
	感染防止対策室		感染防止対策室長
	治験・臨床研究管理室		治験・臨床研究管理室長 副室長
	病院経営企画課		課長補佐 経営企画係長 経理 係長 職員係長
こども未来局			子育て教育政策監
	こども園運営課		課長補佐
		こども園	園長
		待機児童園	園長
	児童相談所		児童相談所長
経済局	産業基盤強化本部		産業基盤強化本部長 産業基盤 強化本部次長
	商工部	中央卸売市場	市場長
	農政部	葵・駿河農業施設管理事務所	葵・駿河農業施設管理事務所長
建設局	土木部	土木事務所	土木事務所長
区役所			区長 副区長
	健康支援課		課長補佐
		東部保健福祉センター	所長
		北部保健福祉センター	所長
		藁科保健福祉センター	所長
		大里保健福祉センター	所長
		長田保健福祉センター	所長

	蒲原保健福祉センター	所長
	井川支所	支所長
	長田支所	支所長
	蒲原支所	支所長
	福祉事務所	福祉事務所長
	蒲原出張所	蒲原出張所長
会計部局		会計管理者
	会計室	会計室長 会計室次長 次長補佐 資金管理に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査 出納係長
教育委員会事務局		教育統括監
	教育局	学校づくり推進監
	教育総務課	課長補佐 組織及び職務権限に関する事務並びに職員の任免、服務、給与及び福利厚生に関する事務を担当する主幹、副主幹、主査及び主事(企画に関する事務を担当するものに限る。) 係長
	教職員課	課長補佐 任免、服務、給与及び福利厚生に関する事務、教職員の人事評価に関する事務、教職員の職員団体に関する事務並びに教職員の定数に関する事務を担当する主幹、副主幹、主査及び主事(企画に関する事務を担当するものに限る。) 係長 管理主事
教育委員会の機関	教育センター	所長
	特別支援教育センター	所長
	学校給食センター	所長 由比学校給食センターの次長
	図書館	館長
	学校	小学校 校長 教頭 共同学校事務室長
		中学校 校長 教頭 共同学校事務室長
		高等学校 校長 副校長 教頭 事務長
選挙管理委員会事務局		事務局長 事務局次長 事務局参与 事務局理事

区選挙管理委員会事務局	事務局長 事務局次長
人事委員会事務局	事務局長 事務局次長 次長補佐 企画に関する事務を担当する主幹、副主幹、主査及び主事係長
監査委員事務局	事務局長 事務局次長 次長補佐 企画に関する事務を担当する主幹、副主幹、主査及び主事係長
農業委員会事務局	事務局長 事務局次長

## 第5 労働基準監督機関

地方公務員法により、労働基準法等の規定中職員に関して適用されるものを適用する場合における職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公共団体の行う労働基準法別表第1に掲げる同表第11号（郵便又は電気通信の事業）、第12号（教育、研究又は調査の事業）及び別表第1に掲げる事業に該当しない官公署の事業に従事する職員（企業職員及び技能労務職員を除く。）については、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行うこととされている。

### 1 労働基準法別表第1に規定する適用事業の号別区分

本市の事業所が労働基準法別表第1各号のいずれに該当するかの号別区分は、本委員会と静岡労働局が協議して決定した。

この号別区分の状況は、次のとおりである。

（令和8年3月31日現在）

人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使する事業所（262事業所）

号別	事業内容	部局別	事業所名
12	教育・研究・調査の事業 (198)	市長(64)	生涯学習交流館(5)、看護専門学校(2)、環境保健研究所、日本平動物園、登呂博物館、芹沢銈介美術館、こども園(51)、教育支援センター、自然の家
		教育委員会 (134)	小学校(75)、中学校(37)、小中学校(6)、高等学校(2)、教育センター、特別支援教育センター、図書館（分館含む。）(12)
別表第1の各号に属さない事業(64)		市長(20)	静岡庁舎・葵区役所、清水庁舎・清水区役所、駿河区役所、支所(3)、東京事務所、三保松原文化創造センター、福祉事務所（出張所含む。）(4)、児童相談所、産業振興課、中央卸売市場、中山間地振興課、葵北道路整備課、大谷・小鹿まちづくり推進課、BX推進課、清水みなと振興課
		消防(35)	消防局、消防署本署(9)、庵原分署、出張所(23)、警防課
		教育委員会	教育委員会事務局
		選挙管理委員会(4)	選挙管理委員会事務局、区選挙管理委員会事務局(3)
		人事委員会	人事委員会事務局
		監査委員	監査委員事務局
		農業委員会	農業委員会事務局
		議会	議会事務局

労働基準監督署が労働基準監督機関の職権を行使する事業所（124事業所）

号別	事業内容	部 局 別	事 業 所 名
1	製造・加工業 (83)	市長(44)	こども園の給食調理室(41)、待機児童園の給食調理室(3)
		水道(5)	配水場(2)、浄水場(2)、水質試験センター（水質管理課）
		下水道(3)	浄化センター(3)
		教育委員会(31)	学校給食センター(10)、学校の給食調理室(21)
3	土木・建築業	下水道	下水道維持課分室
8	商業(5)	市長(5)	斎場(3)、霊園管理事務所(2)
13	保健・衛生業 (23)	市長(23)	市立病院、井川診療所、保健福祉センター(10)、保健所（支所含む。）(2)、こころの健康センター、待機児童園(3)、動物愛護センター(2)、口腔保健支援センター、障害者歯科保健センター、地域リハビリテーション推進センター
14	娯楽・接客業 (2)	市長	公営競技事務所
		教育委員会	学生寮
15	焼却・清掃業 (7)	市長(7)	清掃工場(2)、最終処分場、収集センター(2)、衛生センター(2)
その他の事業所		上下水道局(3)	上下水道局、水道事務所、下水道事務所

(注) この表に掲げられていない事業所は、静岡市の組織上その直近上位にあたる事業所に含まれるものとする。

## 2 労働基準監督機関としての職権の行使

労働基準監督機関として令和7年度において職権を行使した事項は、次のとおりである。

### (1) 労働基準法関係

#### 解雇予告除外認定

労働基準法によれば、使用者は労働者を解雇しようとするときは、少なくとも30日前に予告をしなければならないとされているが、「労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合で、使用者が行政官庁の認定を受けたもの」については、これらの規定が適用除外となる。

令和7年度においては、5件の解雇予告除外認定を行った。

### (2) 労働安全衛生法関係

#### 各種報告書の受理

労働安全衛生法等の規定に基づく各種報告書の受理の状況については、次のとおりである。

項 目	令和7年度の受理件数
総括安全衛生管理者の選任報告	4
安全管理者の選任報告	0
衛生管理者の選任報告	18
産業医の選任報告	0
定期健康診断等の結果報告	8
死傷病報告	1
特定機械等の性能検査結果報告	1
機械等設置・移転届（報告）	0

### (3) 事業場調査関係

労働基準法第101条、労働安全衛生法第91条に基づく事業場調査の実施状況については、次のとおりである。

#### ① 実施時期

令和7年12月から令和8年3月まで

ア 書面調査時期 令和7年12月から令和8年1月まで

イ 実地調査時期 令和8年1月から令和8年3月までの間で調整

ウ 調査対象期間 令和7年4月から11月まで

#### ② 調査対象及び内容等

ア 事業場を対象とする定期調査

(ア) 調査対象 4事業場

(イ) 調査方法 書面調査、実地調査

イ 労働安全衛生に関する調査

(ア) 調査対象 職員厚生課等、建築総務課、管財課等

(イ) 調査方法 書面調査

ウ 諸課題に対する個別調査

(ア) 調査対象 262事業場

(イ) 調査方法 書面調査、実地調査

## 第6 人事委員会規則等の制定、改廃

人事委員会は、法律又は条例に基づきその権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができることとされている。

令和7年度において、本委員会が制定し、又は改正した規則は、次のとおりである。

### 1 人事委員会規則

番 号	公布年月日 施行年月日	名 称	制定改廃
令和8年 第1号	令和8年3月23日 令和8年4月1日	管理職員等の範囲を定める規則の一部を 改正する規則	一部改正
令和8年 第2号	令和8年3月23日 令和8年4月1日	静岡市職員の退職管理に関する規則の一 部を改正する規則	一部改正
令和8年 第3号	令和8年3月23日 令和8年4月1日 (一部令和8年5月7日)	静岡市会計年度任用職員の職務の級及び 号給に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
令和8年 第4号	令和8年3月23日 令和8年4月1日	静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関 する規則の一部を改正する規則	一部改正
令和8年 第5号	令和8年3月23日 令和8年4月1日	静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給 に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
令和8年 第6号	令和8年3月23日 令和8年4月1日	静岡市職員の公益的法人等への派遣等 に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
令和8年 第7号	令和8年3月23日 令和8年4月1日	不利益処分についての審査請求に関する 規則の一部を改正する規則	一部改正

## 第7 公平委員会事務の受託

地方公務員法第7条第4項の規定により、公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体の人事委員会に委託して公平委員会の事務を処理することができることされている。

これに基づき本委員会は、次のとおり公平委員会事務を受託している。

### 1 受託団体

(令和8年3月31日現在)

団体名	所在地	受託年月日
静岡県後期高齢者医療 広域連合	静岡市葵区黒金町59番地の7 ニッセイ静岡駅前ビル3階	平成19年2月2日

### 2 受託事務内容

地方公務員法第8条第2項に規定する次に掲げる事務

- (1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- (2) 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- (3) 職員の苦情を処理すること。
- (4) 法律に基づきその権限に属せしめられた事務

人事委員会事務局職員名簿

(令和7年度)

事務局長 萩原 さほり  
 事務局次長 寺田 政之  
 次長補佐 福島 かおり  
 主 幹 梶山 雅代

審査給与係

任用係

係長(兼) 福島 かおり	係長 鈴木 路人
副主幹 本間 優	副主幹 亀川 真吾
主査 山本 達也	主査 山本 悠美子
主査 関 友博	主査 相澤 宏子
会計年度 任用職員 小林 直子	主査 青山 貴恵
会計年度 任用職員 望月 恵子	会計年度 任用職員 廣瀬 陽子
	会計年度 任用職員 鳥居 佐知子

## 人事委員会年報（令和7年度）

◎発行年月 令和8年6月  
◎編集・発行 静岡市人事委員会事務局  
〒420-0853  
静岡市葵区追手町6番2号  
葵消防署5階  
TEL 054-266-7213